

町家の耐震改修工事が進行中！（西町）

西町の東海道沿いの町家において、昨年より大規模な改修工事が進められています。これまでに土台の交換や耐震壁の設置が行われ、今後は外壁の補修や格子の取付工事などが行われる予定です。この改修工事にあわせて、かつてこの町家に住まわれていたご主人がご家族と一緒に有松に戻ってこられました。

町家の外観は保存しつつ、内部については床の高さを変更して屋根裏部屋を活用したり、間取りを変更してダイニングキッチンや収納を設けるなど、現代のライフスタイルにあわせた様々な工夫が行われています。



収納スペースに設置した耐震壁

町家を活用していただける方を探しています（西町）

大正末期頃の建築とされる東海道沿いの町家を活用していただける方（売買または賃借）を探しています。詳細・問合せは有松まちづくりの会のホームページをご覧ください。
(<http://www.arimatsunomachi.com/kashiya2.html>)

物件の概要

- ・土地面積：約270㎡
- ・建物面積：約90㎡（間口約8m）
- ・構造：木造平屋建
- ※建物の保存状態は良好でないため、大幅な修繕が必要です。



講演会のお知らせ

5月31日（日）に有松・鳴海絞会館にて開催される全国町並み保存連盟の総会にあわせて、苅谷勇雅氏（元文化庁文化財鑑査官）による講演が行われます。一般の方も参加可能（無料）ですので、是非お越しください。

※全国町並み保存連盟とは：歴史的町並みの保存運動などに取り組む団体や個人で構成する全国組織（NPO法人）。昭和49年に有松にて発足した歴史ある組織で、有松まちづくりの会など約70の団体が加盟しています。

- 日時：5月31日（日）14：00から
- 場所：有松・鳴海絞会館 大会議室
- 講師：苅谷勇雅氏
（元文化庁文化財鑑査官）
- 演題：重要伝統的建造物群保存地区について（仮）
- 問合せ：有松まちづくりの会

今後のスケジュール（イメージ）

決定手続

	町並み保存地区の見直し（伝建地区・地区計画）	町並み・町家を活かしたまちづくり活動
夏～秋頃	伝建地区 及び 地区計画 の都市計画案の縦覧	地域の活性化に向けた ・情報発信 ・イベントの開催 ・町家の活用 等
秋～冬頃	伝建審議会 及び 都市計画審議会 における審議	
冬～春頃	伝建地区 及び 地区計画 の決定（新制度に移行します）	
平成28年度	国による選定（重伝建）	
	有松の歴史を活かしたまちづくりの本格展開	

※手続きが順調に進んだ場合、平成28年2月頃から新制度に移行することを想定しています。

伝建地区・地区計画が決定されると、新築、改築、増築等の際には、建築確認とは別に許可・届出が必要になります。基準に適合しない建物等は、建築できなくなります。これは古い建物だけでなく、地区内のすべての建物が対象となります。

有松の歴史をいかしたまちづくりへのご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 住宅都市局 歴史まちづくり推進室 担当：坂崎、栗並、水谷

TEL：052-972-2782 FAX：052-972-4485 E-mail：a2782@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

有松 歴史まちづくり ニュース 第6号



発行：名古屋市住宅都市局歴史まちづくり推進室 Tel.052-972-2782

発行日：平成27年5月

有松町並み保存地区の見直し原案に関する説明会・アンケートを実施しました。 ～伝建地区制度の導入（東海道沿い）・地区計画の区域拡大（地区全体）の実施へ～

名古屋市では、これまで皆さまから頂いたご意見を参考としながら、「有松町並み保存地区の見直し原案（歴史まちづくりニュース特別号2）」を3月に公表し、原案に関する説明会を開催しました。また、見直し対象地区内に土地・建物を所有されている方を対象としたアンケート調査についてもあわせて実施しました。アンケート調査等にご協力いただき、ありがとうございました。

説明会及びアンケートにおいては、「速やかに見直しを行ってほしい」「まちの活性化に向けた取り組みも必要」などの貴重なご意見をいただきました。

なお、アンケートについては4月末時点で対象者の7割を超える方から回答を頂くとともに、多くの方から原案に賛成するご意見を頂いており、町並み保存地区の見直しについて地元住民及び関係権利者の一定の理解・合意が得られていることが分かりました。

つきましては、今後は、見直し原案に沿って都市計画手続等を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。



《説明会の様子》



説明会・アンケートの結果の詳細については中面、今後のスケジュールについては裏面をご覧ください。

伝建条例（名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例）を制定しました。

名古屋市では、文化財保護法に基づき、伝建地区制度を導入する際に必要な手続等について定めた伝建条例（名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例）を市議会2月定例会において可決し、4月1日に施行しました。

伝建条例の内容の概要は、下記のとおりです。

- ・関係地域の代表者や学識経験者による審議会を設置すること
- ・審議会の意見を聴いて保存計画（保存を図る伝統的建造物、伝統的建造物の修理基準、伝統的建造物以外の建造物の修景基準等）を定めること
- ・あらかじめ許可手続が必要となる行為（建造物の新築、増改築、除却等）

有松町並み保存地区の見直し原案に関する説明会・アンケートの結果 ～伝建地区制度の導入(東海道沿い)・地区計画の区域拡大(地区全体)～

見直し対象地区内に土地・建物を所有されている方を対象としたアンケート調査は、4月末時点で対象者の7割を超える方から回答を頂きました。見直し原案に関する賛否については、回答者(地区全体)の77.3%の方から「賛成」との回答を頂いた一方で、14.2%の方から「わからない」、8.5%の方から「反対」との回答を頂きました。

なお、説明会及びアンケートにおいて皆さまから頂いた主なご意見は右のとおりです。

多くの方から原案に賛成のご意見を頂いたことから、今後は見直し原案に沿って都市計画手続等を進めていきたいと考えています。引き続き、補助金や許可・届出に関する説明会を開催するなどし、皆さまのご意見をお聞きしながら進めていきますので、よろしくお願いいたします。

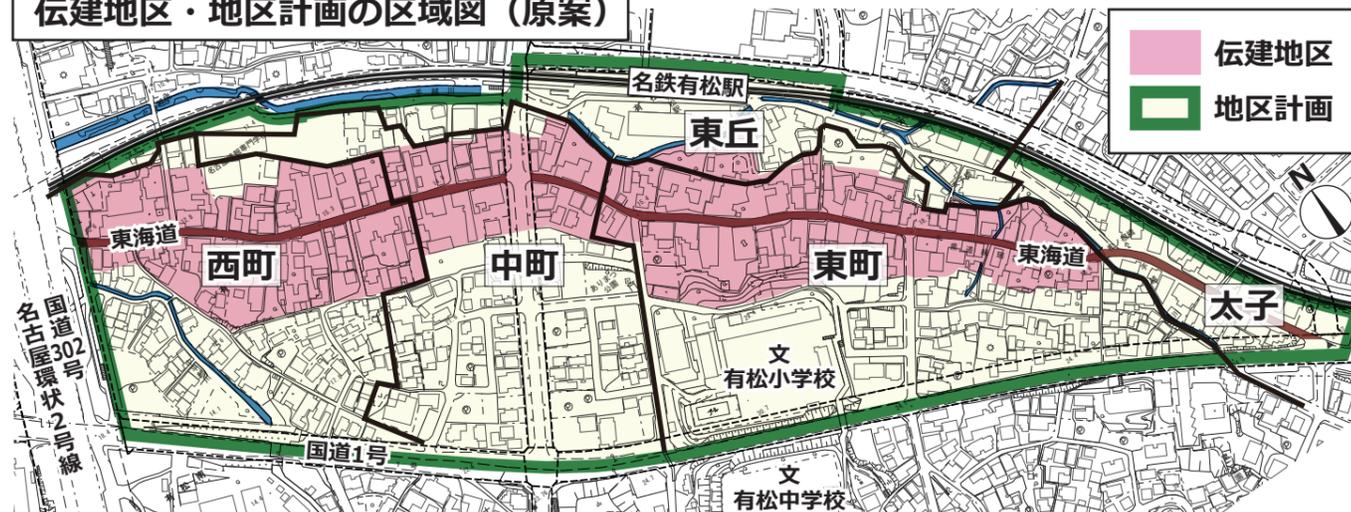
○アンケート集計結果(4月末時点)

アンケート対象区域	伝建地区(東海道沿い)	割合	見直し原案に関する賛否			回収率(回答数/配布数)
			賛成	わからない	反対	
アンケート対象区域	伝建地区(東海道沿い)	割合	78.7%	14.8%	6.5%	76.1%
		回答数	85	16	7	108/142
	地区計画(地区全体)	割合	77.3%	14.2%	8.5%	70.9%
		回答数	256	47	28	331/467

○内訳(学区等による区分集計)

アンケート対象区域			賛成	わからない	反対	回収率	回答数/配布数
地区内居住世帯	西町	伝建地区	86.4%	13.6%	0.0%	64.7%	22/34
		地区計画	74.3%	15.7%	10.0%	72.9%	70/96
	中町	伝建地区	93.8%	6.3%	0.0%	84.2%	16/19
		地区計画	82.0%	9.8%	8.2%	80.3%	61/76
	東町	伝建地区	75.0%	14.3%	10.7%	80.0%	28/35
		地区計画	82.1%	10.4%	7.5%	85.9%	67/78
	太子学区	地区計画	64.3%	14.3%	21.4%	58.3%	14/24
	東丘学区	地区計画	93.1%	3.4%	3.4%	56.9%	29/51
地区外居住世帯	伝建地区	71.4%	19.0%	9.5%	77.8%	42/54	
	地区計画	70.0%	22.2%	7.8%	63.4%	90/142	

伝建地区・地区計画の区域図(原案)



有松町並み保存地区の見直し原案に関するご主な意見(一部抜粋)

- 有松の歴史的町並みは、市民ひいては国民の貴重な財産でもあると思うので、後世に残していきたい。
- 良好な住環境・景観を引き続き維持していけるような制度としてほしい。
- 地域の活性化を考えたとき、町並み保存は不可欠な取り組みだと思う。地域住民と行政が協力しながら、ハード・ソフトの両面から取り組みを進めていきたい。



- △町並み保存が地域の活性化につながるのか疑問。また、土地の評価が下がらないか心配。
- △将来にわたって歴史的な建物を個人で維持できるのか、経済的に不安である。
- △東海道から壁面後退しない町並みを維持していくためには、別の場所に住民用の駐車場を確保するなどの対策が必要ではないか。

Question and Answer

- Q 速やかに町並み保存地区の見直しを行ってほしい。(伝建地区制度の導入・地区計画の区域拡大)**
見直しについては、個人の財産(土地・建物)に制限をかける側面もあるため、関係権利者の意見を聴きながら、必要な都市計画手続等を経る必要があります。手続きが順調に進んだ場合、**平成28年2月頃**に見直しを実施することを想定しています。
- Q 東海道沿い以外の周辺地域における建築制限強化は不要ではないか?**
周辺地域においては、東海道沿い(伝建地区)のような詳細な基準は定めませんが、東海道沿いの歴史的町並みと調和した良好な住環境・景観を保つためには、建物の高さを3階建程度(12m以下)に抑えるなどの一定の制限や基準が必要であると考えられます。
- Q 建物の高さ制限は地区全体を12mとすべき。駅前の基準(20m)は見直すべきではないか?**
駅前の高さ制限については、地区計画の決定当初(平成10年)から20mとしており、現に12mを超える集合住宅が存在する状況を考慮すると、12mへの見直しは困難と考えています。
- Q 建物の色や屋外広告物の基準が抽象的表現で分かりにくい。より具体的な基準が必要ではないか?**
より具体的な基準を定めることについては、今後の検討課題であると考えています。今後の対応としては、より具体的な基準をガイドラインとして別途策定したり、必要に応じて伝建地区・地区計画の基準の見直しを図っていくことなどが考えられます。
- Q 相続税・固定資産税の減免をしてほしい。**
相続税(国税)については、国が定める法令に基づき、伝統的建造物に指定された建物及びその土地について、評価額が3/10控除されます。固定資産税(市税)については、伝建地区の指定後、別途、市の条例で減免措置を定めることができます。具体的な減免措置の内容については、現在検討を行っているところです。
- Q 東海道の一方通行化で不便になった。東海道以外の細街路の整備も必要ではないか?**
東海道以外の細街路の整備については、地区の防災性や利便性を改善する観点から、今後のまちづくりにおける検討課題であると考えています。